一　施行者の名称　群馬県
二　都市計画事業の種類及び名称　前橋都市計画道路事業3・4・4号中央大橋線
三　事業施行期間　自平成二十六年一月二十二日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　群馬県前橋市大友町二丁目、大友町三丁目、大渡町二丁目、問屋町一丁目及び元総社町二丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十二日　関東地方整備局長　深澤　淳志
路線名　供用の区間　図面縦覧場所
二百九十八号　市川市堀之内一丁目三五四番一地先から同市国分七丁目一五〇七番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所
供用開始の期日　平成二十六年一月二十二日

○中部地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十二日　中部地方整備局長　八鍬　隆
路線名　供用の区間　図面縦覧場所
百五十三号　長野県下伊那郡平谷村一番一九七から同郡平谷村六五番三まで　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所
供用開始の期日　平成二十六年一月二十二日

○近畿地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十六年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年一月二十二日　近畿地方整備局長　池内　幸司
路線名　供用の区間　図面縦覧場所
九　号　京都市下京区中堂寺粟田町二七番四から同市右京区西院南高田町二一番一まで　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所
供用開始の期日　平成二十六年一月二十二日

○四国地方整備局告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十六年一月二十二日　四国地方整備局長　三浦　真紀
一　施工者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年四国地方整備局告示第六十二号徳島東部都市計画公園事業六・五・二号鳴門総合運動公園
三　事業施行期間　自平成十九年六月二十九日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

人事異動

内閣

内閣官房副長官補　兼原　信克
同　高見澤將林
内閣官房国家安全保障局次長に指名する（各通）
（一月七日）
（内閣府本府宇宙戦略室審議官）
内閣府事務官　中村　雅人
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房宇宙開発戦略本部事務局付を命ずる
（警察庁情報通信局情報管理課情報処理センター所長）警察庁技官　関根　廣行
内閣事務官（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター総括開発官）に昇任させる
（文部科学省研究開発局開発企画課長）文部科学事務官　内丸　幸喜
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官を命ずる
（文部科学省大臣官房付）同　石井　康彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
（文部科学省研究開発局開発企画課長）同　田口　康
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室参事官を免ずる
（内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター総括開発官）
内閣事務官　佐藤　正明
警察庁に出向させる（以上一月十七日）

最高裁判所

広島高等裁判所判事　筏津　順子
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪家庭裁判所判事　川谷　道郎
広島高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸家庭裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　播磨　俊和
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　牧　真千子
神戸家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
神戸簡易裁判所判事に補する（以上一月十二日）
簡易裁判所判事　片山　俊雄
一宮簡易裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事　井口　修
鳥取地方裁判所判事に補する
鳥取地方裁判所長を命ずる
兼ねて鳥取家庭裁判所判事に補する
鳥取家庭裁判所長を命ずる
鳥取簡易裁判所判事に補する
鳥取簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
さいたま地方裁判所判事　栗原　正史
部の事務を総括する者に指名する
一宮簡易裁判所判事　飯田　篤治
名古屋簡易裁判所判事に補する（以上一月十五日）
○定年退官
判事渡辺修明は一月十一日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事橋本良成は一月十四日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

叙位・叙勲

○叙位

従六位
上田　泰弘
正四位に叙する
（大阪教育大学名誉教授）
柳原　昇
従四位に叙する
従七位
伊藤　昇
加藤　茂
坂本　登
北口　佳一
鐸木　晃
高田　和行
従五位に叙する（各通）